

第3期天童市国民健康保険データヘルス計画の概要

1 データヘルス計画とは

データヘルス計画とは、被保険者の健康保持増進に資することを目的として、特定健康診査やレセプト（診療報酬明細書）等の健康・医療データに基づき、被保険者の健康管理や疾病予防、重症化予防を行うための保健事業の計画です。

2 計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」により、すべての保険者（健康保険組合、共済組合、市町村国保等）に対してデータヘルス計画の策定が求められました。

本市国民健康保険では、国が定めた「国民健康保険法に基づく保険事業の実施等に関する指針」に基づき、被保険者の健康に寄与する保健事業計画の「データヘルス計画」と「特定健康診査等実施計画」を一体的に策定し、計画に沿った保健事業を実施してきました。

今年度で、平成30年度から令和5年度までを計画期間とする第2期データヘルス計画が終了することから、令和6年度以降の計画となる第3期データヘルス計画を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

国民健康保険法第82条第11項の規定により国が定める「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき策定する保健事業の実施計画です。

(3) 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。

3 前期計画との変更点

今般、厚生労働省より示された「データヘルス計画策定の手引き」に、都道府県レベルで共通の評価指標を設定することにより、計画の標準化を推進する方針が新たに明記されました。

都道府県レベルで計画を標準化することにより、域内保険者の保健事業の取り組みや成果について、同一指標での経年的なモニタリングや、他保険者との比較、客観的な状況把握が可能になります。

また、都道府県により、保険者の健康課題や評価結果等から保健事業の成果や実施率の向上等につながった知見を収集・分析し保険者と共有することで、域内全体の保健事業の質向上を図ることができます。

以上のことから、第3期データヘルス計画は、県の設定する共通指標を計画に組み込み、標準化の方針に即した計画としております。

4 天童市国民健康保険における健康課題（抜粋）

(1) 医療費データ分析からの課題

- ・ 糖尿病、慢性腎臓病（透析あり）、高血圧症、脂質異常症、脳梗塞などの生活習慣病の医療費が全体の医療費総額に占める割合が高い。
- ・ 糖尿病、高血圧症、脂質異常症の有病者が増加しており、糖尿病有病者の割合は男女とも県平均よりも高い。
- ・ 人工透析導入者の割合が県平均より高い。
- ・ 虚血性心疾患、脳血管疾患、脳梗塞の標準化死亡比が、県や国の平均と比較し男女とも高い。

(2) 健診データ分析からの課題

- ・ 特定健診受診率及び特定保健指導実施率が目標値を下回っている。

(3) 介護データ分析からの課題

- ・ 要介護認定者における糖尿病の有病者の割合が、県や国の平均と比較して高い。

5 計画全体の目的と課題解決に向けて実施する事業

(1) 計画全体の目的

『特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上により健康意識の醸成と疾病の早期発見を図るとともに、糖尿病等対策を中心とした保健事業により生活習慣病の発症及び重症化の予防と医療費の適正化を図る。』

(2) 課題解決に向けて実施する事業

- ・ 特定健康診査
- ・ 特定保健指導
- ・ 特定健診受診率向上対策事業
- ・ 早期介入保健指導事業（S m a r t 健診）
- ・ 糖尿病受診勧奨事業
- ・ 糖尿病食事相談
- ・ 血糖改善サポート教室
- ・ 高血圧症重症化予防事業
- ・ 重複・頻回受診等訪問指導事業
- ・ ジェネリック医薬品差額通知